

平成28年(ワ)第24543号
 原告 柳田辰雄
 被告 国立大学法人東京大学

証拠説明書(3)

2017年 2月24日

東京地方裁判所民事第14部合2A係 御中

原告訴訟代理人弁護士 柳原 敏夫

1、書証(甲48~55)

甲号証	標目 (原本・写の別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
48	陳述書(3)	原 2017.2. 22	原告	<ul style="list-style-type: none"> 原告が取り組んできた学融合の研究方法の特徴について。 上記の特徴を有する原告の学融合が、本件の違法な分野変更手続によりどのように侵害されたかについて。 2005~2008年の間に、国際政策協同学の新任教授実現のために原告が継続して取り組んできたことについて。 	
49	「分野別教員配置構 想」と題する書面(教 員研修資料の抜粋)	写 2005.7.	吉田恒明	翌年4月の専攻化に向け、分野等を確認する作業の中で、国際環境基盤学大講座内で国際政策協同学を新任教授で行うことが決定されたこと(表の教員配置のPが「教授」という意味。数字は人数)。	+ -
50の 1~2	平成15年度第10回 学術経営委員会議事要 旨 資料4(「教官選考に 当たっての分野及びポ ストの審議に関する申 合わせ」(案)その他。全 4枚)	写 2003.9. 17	学術経営 委員会	<ul style="list-style-type: none"> 教員人事における分野及びポストを審議するために、新たに分野選定委員会を設置し、その具体的な運用について定める規則(教官選考に当たっての分野及びポストの審議に関する申合わせ)を審議・制定したこと。 上記規則として、学術経営委員会で教員人事が進められている中で、「分野及びポスト」の変更が生じる場合には、人事手続として、最初から、発議からやり直す必要があることを明らかにした。 	
51の	平成16年度第22回	写 2005.3.	同上	・左記の会議で甲50の規則が一	

1 ~ 3	学術経営委員会議事要旨 資料5（「教員選考に当たっての分野及びポストの審議に関する申合わせ」(案)。全1枚） 資料6（選定プロセス(案)。全2枚）		23		部改正されたこと。 ・上記改正の中で、具体的な運用について、さらに詳細を「選定プロセス」として定めたこと。 ・上記改正によっても、「分野及びポスト」の変更が生じる場合は、再度、発議からやり直す。という規則には変更がないこと。
5 2 の 1 ~ 3	平成19年度第22回学術経営委員会議事要旨 資料11（「教員選考に当たっての分野及びポストの審議に関する申合わせ」(案)全1枚） 「教員選考に当たっての分野及びポストの審議に関する申合わせ」	写	2008.3. 19	同上	・左記の会議で甲50の規則が一部改正されたこと。 ・上記改正によっても、「分野及びポスト」の変更が生じる場合は、再度、発議からやり直す。という規則には変更がないこと。
5 3	平成17年度第3回コース会議記録(案)	写	2005.4. 21	山路永司	国際環境基盤学大講座の会議で、国際政策協調学分野の教授人事を進めるため、学術経営委員会に発議することを審議・承認したこと。
5 4	平成21年度第2回基幹専攻会議 議事録案	写	2009.4. 23	竹田麻里	国際協力学専攻の基幹専攻会議で、国際政策協調学分野の教授人事を進めるため、学術経営委員会に発議することを審議・承認したこと。
5 5	経過年表(2)	写	2017.2. 22	原告	1998~2009年5月の出来事について、時系列に示した(甲2経過年表を補充するもの)。 但し、甲2と異なり、大講座会議・基幹専攻会議と学術経営委員会に分けて、出来事を記述した。

以上